

## よくあるお問い合わせ（Q&A）

### 《 1 時間短縮営業要請について 》

1. 要請の対象市町村を教えてください。

- 南相馬市全域になります。

2. 南相馬市内の飲食店を対象に時短営業要請を行う理由を教えてください。

- 南相馬市において、新規感染者数が高い水準で推移しており、医療提供体制に大きな負荷がかかる深刻な状況となっています。
- こうした感染状況を踏まえ、南相馬市から県に対して、飲食店への時短営業要請や市民の皆さんへ不要不急の外出自粛など、対策強化の要請があったため、御協力をお願いするものです。

3. なぜ南相馬市のみなのかを教えてください。

- 今回の営業時間短縮の協力要請については、南相馬市からの要請に基づくものです。
- 南相馬市において、飲食店を起点とした感染者が大幅に増えており、医療提供体制に大きな負荷がかかっていることから、南相馬市内の飲食店について御協力をお願いするものです。

4. 今回の要請に係る法的根拠を教えてください。

- 営業時間短縮の協力要請については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請です。
- また、感染拡大地域との不要不急の往来を控えていただくことなどについては、できる限り感染のリスクを減らすため、皆さんの御協力をお願いするものです。

5. 要請期間を教えてください。

- 令和3年7月9日（金）午後8時から令和3年8月1日（日）午前5時までの期間となります。
- ただし、協力金については、令和3年7月7日（水）又は7月8日（木）から営業時間の短縮を実施している場合には、交付対象期間に含めることとします。

6. 要請の時間帯を教えてください。

- 午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛になります。  
（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）

7. 要請の対象施設を教えてください。

- 通常午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している、接待を伴う飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する店舗）や酒類を提供する飲食店です。

8. 飲食店営業許可を持っていれば協力要請の対象施設となるのか。

- 飲食店営業許可を持っていても、協力要請の対象外となる場合があります。具体的には以下の施設は協力要請の対象外施設です。
- (1) 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
  - (2) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
  - (3) イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
  - (4) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
  - (5) ネットカフェ・漫画喫茶
  - (6) 飲食スペースを有さないキッチンカー
  - (7) ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
  - (8) 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
  - (9) 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
  - (10) 行事や祭り、イベント等で出展を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

9. ライブハウス、麻雀店、カラオケ店、日帰り入浴施設など営業の一部として飲食を客に提供している場合、協力要請の対象となるか。

- 以下の要件に該当すれば協力要請の対象となります。
- (1) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している。
  - (2) 通常、午後8時から午前5時の間に営業している。
  - (3) 酒類を提供している。
  - (4) 問1～8の協力要請の対象外施設に該当しない。

但し、協力金の算定は飲食部門の売上高を用いるので、区分して計上してください。

10. 午後8時までに営業を終了しなければならないか。それとも、酒類提供だけを止めればよいか。

- 酒類の提供を止めるだけでなく、営業の自粛をお願いします。

11. 酒類提供を行う飲食店について、午後8時以降はテイクアウト又はデリバリーのみであれば営業を行ってもよいか。

- 営業を行っても構いません。施設内で飲食をしないテイクアウト又はデリバリーのみであれば、午後8時から午前5時の時間帯の営業自粛は要請しておりません。

## 《2 協力金について》

1. 申請受付期間や申請方法、支払時期を教えてください。

- 要請対象期間の終了後（8月2日（月））に申請の受付を開始する予定です。申請方法等の詳細が決まりましたら、県ホームページ等でお知らせします。

2. 申請にはどのような書類が必要になるのか。

- 主に以下の書類を提出いただく予定です。
- ・ 交付申請書（調整中）
  - ・ 飲食店営業許可証の写し
  - ・ 酒類を提供していることが分かる書面
  - ・ 店内の内観・外観写真
  - ・ 時間短縮営業の案内を掲示したことが分かる書類
  - ・ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していることが分かる写真（県が発行する新型コロナウイルス感染防止対策取組ステッカーを店舗に掲示している写真やアクリル板等を設置している写真など）

などです。詳細が固まりましたら県ホームページ等でお知らせします。

3. 協力金はいくらもらえるのか。

- 中小企業の場合は、店舗ごとの1日あたりの売上金額に応じて2.5万円～7.5万円/日（売上高方式）、大企業または希望する中小企業の場合は、売上減少額に応じて1日あたり最大20万円/日（売上高減少方式）の範囲内で交付します。
- 1日当たりの交付単価は1,000円単位です。具体的には、以下の式により算定します。
- なお、正確な交付単価については、提出いただいた交付申請書や添付書類等を踏まえて決定しますので、目安としてお使いください。
- 売上高方式  
1日当たりの交付単価＝令和元年または令和2年7月の飲食部門の売上金額  
÷31日×0.3（2.5～7.5万円の範囲内）
- 売上高減少方式  
1日当たりの交付単価＝（令和元年または令和2年7月の飲食部門の売上金額－令和3年7月の飲食部門の売上金額）÷31日×0.4（0～20万円の範囲内）  
【交付上限：20万円または令和元年若しくは令和2年7月の1日当たりの飲食部門の売上金額×0.3のいずれか低い額】
- 売上高は消費税及び地方消費税を除いて計算します。

4. 準備に時間を要したため、7月12日から時間短縮営業を行った。協力金は交付されるか。

- 全ての期間で営業自粛に応じていただきたいですが、時間短縮営業の開始が遅れた場合でも、協力金の交付対象とします。
- ただし、時間短縮営業を開始した日から8月1日午前5時まで連続して時間短縮営業することが必要です。

- この場合、「連続して時間短縮営業を実施した日数」に1日あたりの交付単価を乗じて交付します。

○：時間短縮営業した日 ×：時間短縮営業しなかった日 ☆：定休日や従来の営業時間が午後8時より前の日  
 ※交付対象期間は表中の青色部分です。

	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	交付対象期間	考え方	
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7/7～7/31	時短営業を開始した日から令和3年7月31日(8月1日午前5時)まで連続して時短営業した期間が対象です。時短営業中に、定休日や従来の営業時間が午後8時より前の日があっても対象です。	
2	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7/7～7/31		
3	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7/9～7/31		
4	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7/29～7/31		
5	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7/29～7/31		
6	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7/8～7/31		
7	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7/7～7/31		
8	☆	☆	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7/10～7/31		
9	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	☆	なし		時短営業しなかった時点で、それまでの期間は対象外です。
10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		なし

5. 通常の営業時間が午後8時までで、要請の期間中休業しましたが、協力金の交付対象となるか。

- なりません。通常、午後8時～午前5時の間に営業しており、今回の要請に応じた場合に対象となります。

【協力金の対象の可否(例)】

通常の営業時間	店舗の対応	協力金交付の可否
午後6時～午後11時	午後6時～午後8時に短縮	○
午後6時～午前0時	午後6時～午後8時に短縮	○
午後6時～午後11時	休業	○
24時間営業	午前5時～午後8時に短縮	○
午前10時～午後5時	休業	×
午後1時～午後8時	午後6時～午後7時に短縮	×
午後1時～午後8時	休業	×

6. 複数の店舗について要請に応じたが、店舗数に応じて協力金が交付されるか。

- 要請に応じていただいた全ての店舗が対象となりますので、店舗数に応じて協力金を交付します。

7. 対象地域（南相馬市全域）内で複数の店舗を運営する事業者は、全ての店舗を時短営業としなければ協力金は交付されないのか。

- 市内の一部の店舗のみを時短営業した場合でも、営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を交付します。
- その場合、時短営業を行った店舗ごとに交付額を決定します。

8. 7月8日オープン予定で予約も受け付けているが、要請に応じた場合、協力金の交付対象になるか。

- なりません。協力金は、7月7日より前に営業の実態がある店舗となります。

9. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、7月7日よりも前に時短営業又は休業をしている場合には協力金の対象になりますか。

- 通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、7月7日よりも前に時短営業又は休業をしている場合には対象となります。

10. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）は協力金の交付対象となりますか。

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮（または休業）を行った場合であれば対象となります。

1 1. 大企業も協力金の交付対象となりますか。

- 要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮（または休業）を行った場合は対象となります。

1 2. 対象店舗を賃借していますが、協力金の交付対象となりますか。

- 自己所有施設、賃借施設に関わらず、対象店舗であれば協力金の交付対象となります。

1 3. 要請対象期間前に酒類の提供を行っていなかった店舗が、要請対象期間中は酒類の提供を行う営業形態に変更する場合、時短要請に応じれば協力金は交付されますか。

- 午後8時以降も酒類の提供を行う店舗については、時短要請の対象となりますが、要請期間前から継続して酒類の提供を行っていなかった店舗は、協力金は交付されません。

1 4. 協力金については、今回限りの措置か。要請の期間が延長した場合など、今後追加の対策を想定しているか。

- 今後については、新型コロナウイルス感染症の状況等を見ながら検討していきます。